

高松市市民活動保険制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民活動中に発生した事故により市民活動団体等及び活動者が法律上の賠償責任を負った場合及び当該市民活動においてその活動者が死亡し、又は負傷した場合に、これを補償するために創設する高松市市民活動保険制度（以下「本保険制度」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市民が安心して市民活動に参加することができるよう支援を行うとともに、市民活動の円滑な運営を促進し、もって高松市自治基本条例に掲げる「市民主体のまちづくり」の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民活動 市民活動団体等が、広く公共の利益の増進に寄与することを目的とし、自発的かつ主体的に行う非営利の活動をいい、その活動は、報酬（実費弁償程度のものを除く。）を伴わないものであって日本国内で行われる活動（政治又は宗教に関する活動を除く。）とする。その活動の具体例は、別表第1に掲げるとおりとする。
- （2） 市民活動団体等 本市に活動の拠点を置き、市民活動を継続的かつ計画的に行う団体をいう。
- （3） 活動者 市民活動団体等において市民活動の計画、立案及び運営の指導的地位にある者並びにその運営に従事する者（以下これらを「指導者等」という。）又は市民活動を直接的に実践する参加者（指導者等がその参加を把握していない者、市民活動の観覧者又は見学者、当該サービス又はその実施をしている施設等を利用しているだけの者及び乳児等の自発的参加の意思を持たない者を除く。）をいう。

（本保険制度の対象外とする活動）

第3条 次の各号に掲げる活動は、本保険制度の対象外とする。

- （1） 学校、幼稚園又は保育園等の管理下において行われる活動
- （2） 自らの職業として行う活動

- (3) 自己啓発若しくは技術向上のために行う活動又は競技性の高い活動
 - (4) 親睦を図るために行われる活動
 - (5) 山岳・海難救助ボランティア、災害救助ボランティア等の危険度の高い活動
 - (6) 害獣駆除活動又は毒物・劇物の使用を伴う活動
 - (7) 山岳登山（ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用するもの及びロッククライミングをいう。）、スカイダイビング、ハンググライダーへの搭乗、外洋におけるヨット操縦その他これらに類する危険を伴う活動
 - (8) 野焼き山焼きを行う活動又はチェーンソー等を使用する活動
- (保険契約)

第4条 市は、本保険制度による補償を行うために、本市が実施した入札において落札した者（以下「保険会社等」という。）との間で保険契約を締結するものとする。

(保険期間)

第5条 本保険制度の保険期間は、毎年4月1日から1年間とする。

(本保険制度の対象となる事故)

第6条 本保険制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償事故 市民活動中に活動者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、その被害者から損害賠償を求められた市民活動団体等及び活動者（以下「賠償補償対象者」という。）が、法律上の賠償責任を負う事故
- (2) 傷害事故 市民活動中（市民活動を行う場所と活動者の自宅との間の通常の経路及び方法による往復途中を含む。ただし、その行動があらかじめ予定されていたものであることが書面等により確認できる場合に限る。）の急激かつ偶然な外来の事由により死亡し、又は負傷した活動者（以下「傷害補償対象者」という。）が発生した事故

なお、細菌性食中毒（O-157を含む。）やウイルス性食中毒による事故も、この保険の適用を受けるものとする。

(本保険制度の適用除外)

第7条 前条第1号の規定にかかわらず、賠償事故のうち、次の各号のいずれかに該当する事故については、本保険制度を適用しないものとする。

- (1) 賠償補償対象者の故意により発生した事故
- (2) 戦争、テロ、暴動、騒じょう、労働争議その他社会的騒乱による事故
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
- (4) 心身喪失中の事故
- (5) 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族等に対する事故
- (6) 施設の新築、改築、修理、取り壊し等の工事による事故
- (7) 受託物の損害に関する事故
- (8) 賠償補償対象者自らが所有し、使用し、又は管理する車両（その原動力を専ら人力とするものを除く。）、昇降機、航空機若しくは船舶（モーターボートを含む。）及び動物に起因する事故
- (9) 日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る事故
- (10) その他第4条の規定により締結をした保険契約の約款、特約条項等で定める事故

2 前条第2号の規定にかかわらず、傷害事故のうち、次の各号のいずれかに該当する事故については、本保険制度を適用しないものとする。

- (1) 傷害補償対象者の故意により発生した事故
- (2) 戦争、テロ、暴動、騒じょう、労働争議その他社会的騒乱による事故
- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様とする。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
- (5) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染に起因する事故（ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合を除く。）
- (6) 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- (7) 傷害補償対象者の無免許運転、酒酔い運転又は麻薬等を使用しての運転による事故
- (8) 傷害補償対象者の脳疾患、疾病（日射や熱射による熱中症を除く。）又は心神喪失による事故
- (9) 傷害補償対象者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置による事故

(10) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等の他覚症状のないもの

(11) 労災保険等の適用を受ける事故

(12) その他第4条の規定により締結をした保険契約の約款、特約条項等で定める事故

（賠償事故に係る補償金の種類及び額の算定並びにその限度額）

第8条 賠償事故において本保険制度により補償されるべき補償金の種類は別表第2のとおりとし、その額は、次の各号に掲げる損害又は費用の額の合計額に相当する額とする。ただし、その額が同表に定める限度額を超える場合は、補償金の額は当該限度額とする。

(1) 治療費、入院費（諸雑費を含む。）、通院交通費、休業補償、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費その他賠償補償対象者が法律上の賠償責任を負う損害に係る費用

(2) 損害の防止又は軽減のために賠償補償対象者が支出した費用で、保険会社等が認めたもの

(3) 損害賠償責任の解決をするための訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用で、保険会社等が認めたもの

(4) 賠償補償対象者が保険会社等の事務に協力するために支出した費用

(5) その他第4条の規定により締結をした保険契約の約款、特約条項等で定める損害又は費用

（傷害事故に係る補償金の種類、支給事由及び補償金の額）

第9条 傷害事故において本保険制度により補償されるべき補償金の種類、支給事由及び補償金の額は、別表第3のとおりとする。

2 別表第3に掲げる補償金は併給することができる。ただし死亡補償金と後遺障害補償金とを併給する場合にあっては、支給される補償金の額は、死亡補償金の額を限度とする。

（事故発生の報告及び事故通知）

第10条 賠償補償対象者及び傷害補償対象者は、賠償事故又は傷害事故（これらが同時に発生した場合を含む。）が発生したと思われるときは、速やかにその旨を市長に連絡し、事故報告書（様式第1号）により遅滞なく市長に

報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、本保険制度の適用の可否について審査し、本保険制度の適用の範囲内のものと判断をした場合は、速やかにその旨を保険会社等に通知するものとする。この場合において、適用の可否について疑わしいときは、市長は速やかにその旨を保険会社等に対して助言を求めることができ、保険会社等はそれに応えるものとする。

（補償金の請求）

第 1 1 条 賠償事故に係る補償金の支給を受けようとする賠償補償対象者は、損害賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律上の問題が解決した後、保険会社等に対し、当該補償金の請求に必要な書類を提出するものとする。

- 2 傷害事故に係る補償金の支給を受けようとする傷害補償対象者（その補償金の種類が死亡補償金の場合にあつては、死亡した者の法定相続人等）は、別表第 3 に定める支給事由が確定した後（その補償金の種類が入院補償金又は通院補償金である者にあつては、全ての治療が完了した後）に、保険会社等に対し、当該補償金の請求に必要な書類を市を経由して提出するものとする。

（補償金の支給等に係る手続）

第 1 2 条 前条の規定により補償金の請求を受けた保険会社等は、請求のあった補償金を支払うときは、当該補償金の請求をした者が指定する金融機関の口座にこれを振り込むことにより行うものとし、当該請求者に対して支払通知書を送付するとともに、市長に対してはその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による手続が終了したことにより、市は本保険制度に係る手続を完了するものとする。

（本市が主催をする行事等に係る適用）

第 1 3 条 市長は、次の各号に掲げる活動について、それを市民活動に類する活動であると認めるときは、その活動に起因する事故についても、本保険制度の適用の範囲内において、本保険制度を適用することができる事故とする。この場合においては、個人（市外の在住者を含む。）による活動についても、本保険制度の適用を受けるものとする。

- (1) 本市が主催又は共催をする行事、事業等における活動
- (2) 本市が市民活動団体等に委託をして行う事業における活動
- (3) 市長から委嘱を受けて行う活動
- (4) 本市の制度に登録をして行う活動

2 前項の規定にかかわらず、本市が契約をする全国市長会市民総合賠償補償保険又は当該事業を主催する課において締結をした保険契約の適用の対象となる事故については、本保険制度の適用の対象外とする。

(個人情報取扱い)

第14条 保険会社等は、高松市個人情報の保護に関する法律施行条例及び関係法令を遵守しなければならない。

2 保険会社等は、本保険制度に係る業務の実施にあたっては、個人情報その他業務の実施に伴い知り得た情報を他に漏らしてはならない。保険契約に係る期間が満了し、又は保険契約を解除された後も同様とする。

3 保険会社等は、本保険制度に係る業務の実施のために提供された個人情報を当該業務の目的以外にこれを使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、業務の実施においてその必要を生じた場合は除く。

(補則)

第15条 この要綱に定めのない事項は、第4条の規定による保険会社等との間で締結をした保険契約の約款、特約条項等の定めるところによることとし、それらに定めのない事項については市と保険会社等が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 市民への周知その他本保険制度を運用するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表第 1（第 2 条関係）

対象となる活動	活動の具体例
社会福祉活動	■ 社会福祉施設等に対する援護活動 ■ 高齢者・障がい者に対する援護活動 ■ 公的な募金活動
保健衛生活動	■ 献血、各種健診の普及啓発活動 ■ がん検診・各種健康診査への協力
環境保全活動	■ 環境美化・清掃活動 ■ リサイクル運動 ■ 自然保護、緑化活動
青少年健全育成活動	■ 青少年非行防止活動 ■ 青少年保護活動 ■ 児童福祉向上のための活動
防犯活動	■ 暴力追放運動 ■ 防犯対策に関する啓発活動
防火・防災活動	■ 防火・防災に関する啓発活動、訓練
交通安全活動	■ 交通安全運動・啓発運動
生涯学習活動	■ スポーツ活動 ■ 文化活動
地域社会活動	■ 各地区地域コミュニティ協議会・自治会の運営 ■ 地域施設の管理運営活動

別表第 2（第 8 条関係）

補償金の種類	限度額
身体賠償補償	1 名当たりの限度額 1 億円
	1 事故当たりの限度額 1 億円
財物賠償補償	1 事故当たりの限度額 5 0 0 万円

別表第 3（第 9 条、第 1 1 条関係）

補償金の種類	支給事由	補償金の額
死亡補償金	傷害補償対象者が傷害事故の発生した日から起算して 1 8 0 日以内に死亡した場合	5 0 0 万円
後遺障害補償金	傷害補償対象者が傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して 1 8 0 日以内に別表第 4 に定める後遺障害を生じた場合（当該期間内に当該後遺障害が確定しなかった場合は、1 8 1 日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定された場合）	後遺障害の程度により、死亡補償金の 3 ～ 1 0 0 % 後遺障害補償金支払区分については、別表第 4 のとおり
入院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務能力に支障をきたしたため、当該傷害事故の発生した日から起算して 1 8 0 日以内の間に、入院による治療を受けた場合	入院 1 日につき 3 , 0 0 0 円
通院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務能力に支障をきたしたため、通院による治療を受けた場合。ただし、当該傷害事故の発生した日から起算して 1 8 0 日以内の間の通院による治療に限るものとし、対象となる通院の日数は 9 0 日を限度とする。	通院 1 日につき 2 , 0 0 0 円

別表第4 後遺障害補償金支払区分表

1 眼の障害

- (1) 両眼が失明したとき……………100%
- (2) 1眼が失明したとき……………60%
- (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき……………5%
- (4) 1眼の視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下になった場合をいう。）となったとき……………5%

2 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失ったとき……………80%
- (2) 1耳の聴力を全く失ったとき……………30%
- (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話し声を解せないとき……………5%

3 鼻の障害

- (1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき……………20%

4 咀嚼、言語の障害

- (1) 咀嚼又は言語の機能を全く廃したとき……………100%
- (2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき……………35%
- (3) 咀嚼又は言語の機能に障害を残すとき……………15%
- (4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき……………5%

5 外貌（顔面、頭部、頸部をいう）の醜状

- (1) 外貌に著しい醜状を残すとき……………15%
- (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残すとき……………3%

6 脊柱の障害

- (1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残すとき……………40%
- (2) 脊柱に運動障害を残すとき……………30%
- (3) 脊柱に変形を残すとき……………15%

7 腕（手関節以上をいう）及び脚（足関節以上をいう）の障害

- (1) 1腕又は1脚を失ったとき……………60%
- (2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき……………50%

(3) 1 腕又は1 脚の3 大関節中の1 関節の機能を全く廃したとき……………3 5 %

(4) 1 腕又は1 脚の機能に障害を残すとき……………5 %

8 手指の障害

(1) 1 手の拇指を指関節以上（指節間関節）で失ったとき……………2 0 %

(2) 1 手の拇指の機能に著しい障害を残すとき……………1 5 %

(3) 拇指以外の1 指を2 指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき……………8 %

(4) 拇指以外の1 指の機能に著しい障害を残すとき……………5 %

9 足指の障害

(1) 1 足の第1 足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき…1 0 %

(2) 1 足の第1 足指の機能に著しい障害を残すとき……………8 %

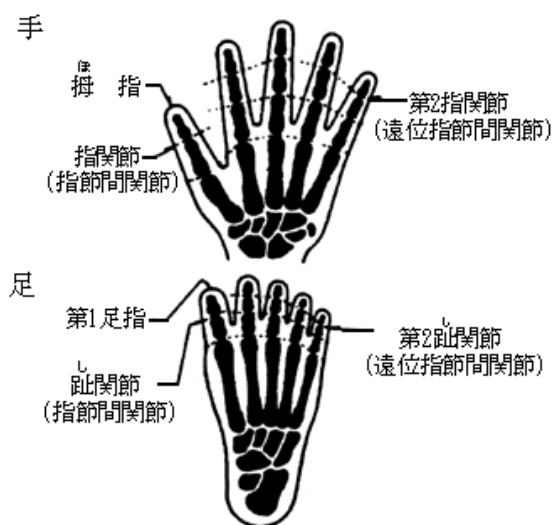
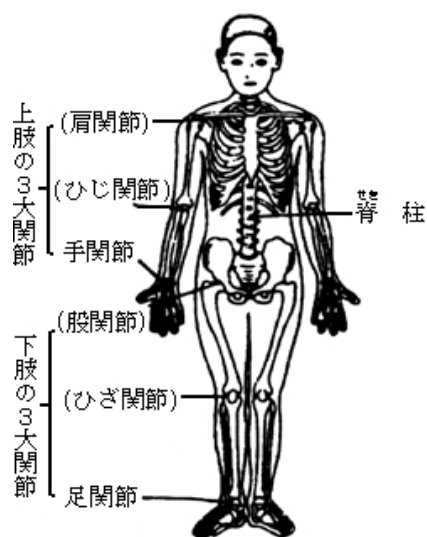
(3) 第1 足指以外の1 足指の第2 趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき……………5 %

(4) 第1 足指以外の1 足指の機能に著しい障害を残すとき……………3 %

1 0 その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき…1 0 0 %

(注1) 第7号から第9号までの規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいう。

(注2) 関節などの説明図



様式第 1 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

報告者 住所 _____
氏名 _____
電話 () _____

※賠償事故加害者又は傷害事故負傷者との関係（団体の代表者・本人・親権者
・相続人・その他（ ））

事故報告書

市民活動中に事故が発生しましたので、高松市市民活動保険制度実施要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、報告します。

また、市民活動保険制度の各種手続において、この報告書記載の個人情報を市が契約する保険会社等に提供することに同意します。

事故の種類 (該当に○)		賠償事故 ・ 傷害事故	
所属団体	団体名		
	団体所在地		
	代表者名		
	電話番号		
	主な活動内容	※ 日頃の活動について確認できる資料を添付してください。	
事故の詳細	事故発生日における活動内容	報酬：有 () 円・無 ※ 当日の活動のチラシ、開催要項又は案内状を添付してください。	
	発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
	発生場所		
	発生時の状況 ※ できるだけ詳しく御記入ください。 枠内に記載できないときは別紙の添付可		(事故現場の見取図)

主催者又は事故の目撃者等で当日の事故の状況等を証明できる者 ※ 確認のため御連絡をさせていただきます場合があります。		住 所					
		フリガナ氏名					
		電話番号					
負傷者（死亡者）又は被害者		住 所					
		フリガナ氏名		生年月日		年 月 日	
		電話番号					
加害者 ※賠償事故の場合		住 所					
		フリガナ氏名					
		電話番号					
身体事故	身体の障害の内容	傷病名		部位			
		症状・程度					
	傷病程度	入 院： 月 日 ～ 月 日 （ 日間 確定・見込み） 通 院： 月 日 ～ 月 日 （うち 日間 確定・見込み） ※ 治療継続中の場合：現在の通院頻度（ 月 ／ 週 日程度）					
		医療機関名		電話番号			
財物事故	損壊物名称				損壊見込額		円
	修理業者名				電話番号		

高松市記載欄